

# 定 款

平成25年5月29日現在

一般社団法人 社会応援ネットワーク

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人社会応援ネットワークと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区日本橋人形町一丁目12番11-3407号に置く。

(目的)

第3条 当法人は、東日本大震災からの復興を支援すること、地域を元気にすること、日本を元気にすることを目的とし、人と人、地域と地域、組織と組織を繋ぐ架け橋となるため、次の事業を行う。

1. 社会応援便り等の各種媒体の編集、制作、発行、頒布
2. 各種イベントの立案、企画、運営
3. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

## 第2章 会 員

(会員)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

1. 正会員 当法人の目的に賛同し、当法人を運営するため、代表理事の承認を受け、入会した者
2. 賛助会員 当法人の目的に賛同し、当法人を援助するため、代表理事の承認を受け、入会した者

(入会)

第6条 当法人の会員として入会しようとする者は、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費)

第7条 当法人の会員は、代表理事が定めるところにより、入会金及び年会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 当法人の会員は、代表理事が定めるところにより届け出ることにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当したときは、社員総会の決議により、当該会員を除名することができる。

1. 本定款その他の規則に反したとき。
2. 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に反する行為をしたとき。
3. 入会金を納入しないとき、又は納入期限から1年以上年会費を納入しないとき。
4. その他除名すべき正当な理由があるとき。

(資格喪失)

第10条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当したときは、会員の資格を喪失する。

1. 総社員が同意したとき。
2. 死亡したとき、失踪宣告を受けたとき、又は解散したとき。
3. 成年被後見人、又は被保佐人になったとき。

(権利及び義務)

第11条 前3条により退会した会員は、会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員の地位を失う。ただし、未履行の義務は免れることはできない。

2 当法人は、会員が退会しても、既履行の入会金、年会費その他の拠出金員等は、これを返還しない。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の住所又は事務所、及び氏名又は名称を記録した社員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第13条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催するものとする。

(開催地)

第14条 社員総会は、主たる事務所の所在地又は代表理事の定める地において開催するものとする。

(招集)

第 15 条 社員総会は、代表理事がこれを招集するものとする。

(決議)

第 16 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを決する。

(議決権)

第 17 条 各社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 18 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、代表理事が定める者がこれに代わる。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印するものとする。

## 第 4 章 役 員

(員数等)

第 20 条 当法人に、理事 3 名以上を置く。

2 理事のうちから、理事の互選により、代表理事 1 名を定める。

3 理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等以内の親族その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(任期)

第 21 条 理事の任期は、就任後 2 年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(報酬)

第 22 条 理事の報酬、賞与その他職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

## 第 5 章 資産及び会計

(年度)

第 23 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金及び残余財産)

第24条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

2 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議により、国、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人のいずれかに贈与する。

## 第6章 附 則

(準拠)

第25条 本定款に定めのない事項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、本日現在における当法人の定款に相違ないことを証明する。

平成25年5月29日

一般社団法人社会応援ネットワーク

代表理事 高比良 美穂

